

戸田市中学校いじめ撲滅宣言

文

「いじめ」この言葉をみなさんは何回聞いたでしょうか。

いじめはその場だけでなく、周りの人も巻き込んで、消えない深い傷を残します。いじめられた人は心と身体に傷を負い、悲しい思いをします。いじめた人は傷を負わせたことに苦しみます。それはつらいことですし、みなさんにどちらの立場にもなってほしくありません。だから私たちはいじめを絶対に許しません。

そこで私たちはいじめが起こらない状態にするために、戸田市内の中学校から集まり、戸田市中学校生徒会いじめ対策本部を発足させました。この戸田市中学校生徒会いじめ対策本部で話し合ったこと、みなさんに伝えたいことを発表し、ここにいじめ撲滅を宣言します。

いじめている人へ

いじめてきた過去は取り返しがつきません。だから、これからのことを考え、もういじめはいけないと心に決めよう。

いじめられている人へ

周りの人に相談したり、助けを求めてほしい。一人じゃないよ。私たちがついている。一緒に戦おう。

周りで見ている人へ

見て見ぬふりをしないで、手をさしのべよう。声をかけよう。その勇気がみんなに広がるよ。相手を気にかけ、気にすれば、きっと自分にかえってくる。

大人の方へ

私たちのことを関心をもって見てください。変化に気づいてください。手を差し伸べてください。ずっと私たちの味方でいてください。

小学生のみんなへ

みんなが楽しい学校生活を送るために、私たちと協力していこう。仲間はずれ、暴力、いじめはいけません。自分の身になって考えよう。

平成 25 年 1 月 8 日

戸田市中学校生徒会いじめ対策本部

笹目中学校生徒会会則（令和7年改訂）

第1章 名 称

第1条 この会は、笹目中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第1条 この会は、本校生徒の意志によって運営される自治組織で、生徒は、それぞれの組織に所属して活動しながら、お互いの人格を信頼し協力することによって、中学校生活の充実をめざす。

第3章 会 員

第1条 この会は、本校生徒全員が会員となる。（入学と同時に会員としての資格・権利・義務を有し、それらは卒業と同時に消滅する。）

第2条 会員の権利及び義務は、次の通りとする。

1. 会員の諸活動に積極的に参加する。
2. 会員は、この会を運営する役員を選出する。又被選挙権をも有する。（役員に立候補し、選挙されることができる。）

第4章 権 限

第1条 この会の権限は、次の通りとする。

1. 会則及びそれに基づく細則を立法し、制定する。
2. 役員選挙を実施する。（選挙管理委員会が運営し、全会員が投票する。）
3. 毎年度の活動計画を決定する。
4. 委員会の新設及び改廃を決定する。
5. 全体に関する諸問題を討議する。
6. その他の本会の目的達成の為に活動する。

第5章 役員と会議

第1条 この会の役員とその任務・任期及び選出方法は次の通りである。

役員名（数）		任務	任期	選出方法
本部役員	会 長（1）	会を代表する。会の運営を行う。	1 年	生徒の総選挙による。毎年10月改選
	副会長（2）	会長を助け、会長の代理をつとめる。	1 年	会長と同じ。
	書 記（2）	会の活動を記録し、保管する。	1 年	会長と同じ。
	広 報（2）	生徒会の活動について生徒に広く知らせる。	1 年	会長と同じ。
中央委員	学級委員（各2）	生徒会総会に次ぐ決議機関。会則の細則の改廃や、生活目標への取り組みを行う。	半年	各クラスで選出
	委員長（各1）		半年	各委員会で選出
学級委員 生徒会委員会 （男1、女1）		クラスを代表 委員会のそれぞれの活動を行う。	半年	各クラスで選出
選挙管理委員（各2）		役員選挙を公正に実施する。	役員 改選時	各クラスで選出

第2条 この会には、次のような会議を設ける。

会 議	会 期	内 容	招集者
生徒会総会	年1回	活動計画の決定、活動報告の承認、会則の改正の決定	会 長
中央委員会	月1回	生活についての取り組み	会 長
本部会	月1回	生徒会総会の決定に基づく必要な活動、各種活動の企画	会 長
各部会	随時	各部活動についての連絡・討議	部長・顧問
部長会議	随時	部相互の連絡調整	部長会代表・顧問
選挙管理委員会	随時	役員選挙の実施、報告	委員長・顧問
各種実行委員会	随時	生徒会主催行事の立案・実施	委員長・顧問

第3条 会議は、すべて2/3以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成があれば議決する。
なお、賛否同数の場合は、議長が決定する。(議長はその会議の構成メンバーの中から互選する。)

第4条 各委員会の種類は次の通りである。

学級委員会、美化緑化委員会、報道委員会、保健委員会、図書掲示委員会、体育委員会、給食委員会

第6章 選挙

第1条 会長、副会長、書記、広報は、全会員の投票によって選ばれる。

1. この選挙は、全有権者数の2/3以上が投票した時、成立する。
2. 各役職について、立候補者が定員数と同数、又は未満の場合は、それぞれの立候補者への信任投票とし、信任投票数が有効投票数の1/2を超えた場合、当選とする。
3. 各役職について、立候補者が定員数を超えた場合は、上位得票者より順に定員数が当選となる。
4. 立候補届出期間中に、届け出た立候補者が定員数に満たない場合や、2の信任投票で落選者が出た場合は、補充選挙を行う。

第2条 会長、副会長、書記、広報の公選にあたっては、選挙管理委員会を組織し、選挙に関する一切の管理を行う。

第7章 顧問

第1条 この会は、本部および委員会・部活動に顧問の先生を迎える。

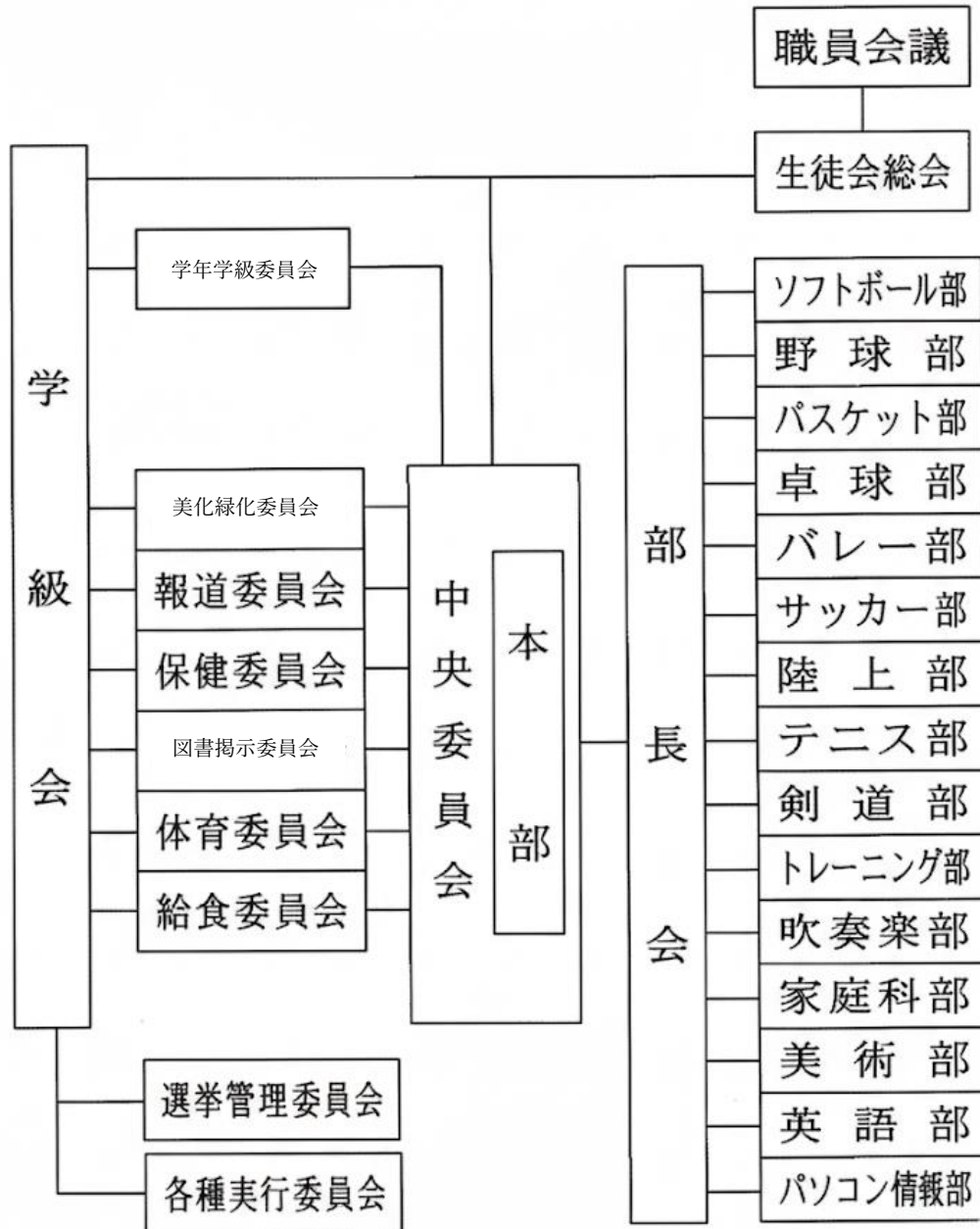
第8章 保留権

第1条 学校長は全校の諸活動に全責任を負うものであるから、生徒会の趣旨に反する事項に関しては、これを保留することができる。

第9章 会則の修正

第1条 この会の会則の修正は、全会員の1/3以上の要求があった時、及び中央委員会が修正を必要と認めた時、これを総会にはかり、全会員の2/3以上の賛成があれば有効となる。

生徒会の組織



部活動規約

第1条（意 義）

1. 心身を鍛える。
2. 趣味・特技をのばす。
3. 友達をつくる。

第2条（組 織）

1. 本校の部活動は、文化部、運動部によって組織される。
2. それぞれの部は、1名以上の顧問をおき、指導と助言をうける。

第3条（活 動）

1. 各部の活動は、毎日学活終了後から、最終下校時刻に完全下校する。ただし、生徒会、各種委員会、学級の仕事を優先する。（月曜日～金曜日）

*最終下校時刻 3月～10月（新人戦終了前）6:00

10月（新人戦終了後）～2月 5:30

2. 休日・祝日・冬季休業中・学年末休業中の活動については、必ず顧問の指示に従い、顧問がついていない場合は活動しない。なお、活動時間については、最終下校時刻の範囲内とする。
3. 夏季休業中の活動については、必ず顧問の指示に従い、顧問がついていない場合は活動しない。なお活動時間については、最終下校時刻の範囲内とする。
4. 次の事項の場合は、活動停止とする。
 - (1) 年末年始の6日間
 - (2) 定期テストの一週間前
 - (3) 行事等の関係で、施設・設備が、使えない時
 - (4) 職員全員が不在の時
5. その他活動に関する臨時の決定は、校長と部活動担当教員との話し合いによって決定する。
6. 休日及び週休日・長期休業日の活動は、校長の承認を得る。

第4条（活動場所）

1. 各部の活動場所は、体育館、グラウンド、武道場、各部の教室とし、他の教室、施設、設備をみだりに使用しない。また使用する場合は、当該教室、施設・設備の担当教員の許可を得る。
2. 雨天の場合の活動場所は、体育館、校舎の1階と4階の廊下及び階段、1階の特別教室前の廊下、武道場とする。ただし、ボールの使用は禁止する。

第5条（施設・設備、用具の管理）

1. 施設・設備、用具は、各部が責任をもち管理する。
2. グラウンド器具庫、体育館器具庫、及び部室には鍵をかけ、職員室におく。
3. 施設・設備、用具の管理が悪い場合は、使用禁止とする。

第6条（服 装）

1. 登校後すぐに部活動を行うような時は、体育着、または部のユニホームを着用してもよい。下校時も同様とする。

第7条（食 事）

1. 食事場所は、教室または顧問の指示に従う。
2. おかし類は、禁止する。
3. 飲み物についてはお茶または水またはスポーツ飲料とし、ジュース類、ビン・カンものは禁止する。
4. 昼食の弁当は、登校前にあらかじめ準備しておく。

第8条（部の新設及び休部）

1. 新設について（1）部は活動場所が確保され、活動に必要な部員と1名以上の顧問によって設立される。なお新設する場合には、生徒会総会での承認が必要である。
2. 休部について（1）前記1.の条件が満たされなくなった場合には、休部となる。なお休部する場合には、生徒会本部への届け出を必要とする。

第9条（部の入部及び退部）

1. 入部について
 - （1）保護者、担任教員と相談のうえ、入部願を顧問へ提出する。
 - （2）新入生については、オリエンテーション後、見学期間、仮入部期間の間に、保護者、担任教員と相談のうえ、指定された期日までに入部願を顧問へ提出する。
2. 退部について
 - （1）保護者、担任教員と相談のうえ、退部届を顧問へ提出する。

第10条（各部役員）

1. 各部は原則として、部長1名、副部長1名ずつを決める。ただし、男子部と女子部に分かれる部は、男子部長、女子部長を設けても良い。
2. 部長は部を代表し、活動の中心となる。副部長はこれを助ける。
3. 各部役員の任期は1年とし、改選は毎年9月上旬に行う。

第11条（部長会）

1. 部長会は、各部の部長と生徒会役員によって構成され、委員長を2名選出する。ただし、委員長は運動部より1名、文化部より1名選出する。
2. 部長会は、各部相互の連絡・調整を行い、必要に応じて生徒会長が随時招集する。

第12条（部 会）

1. 各部会は、各部の部員全員と顧問によって構成される。
2. 各部会は、各部についての連絡・討議を行い、必要に応じて顧問及び部長が随時招集する。

第14条（改 正）

1. この規約は、全会員の3分の1以上の要求があった時、中央委員会で3分の2以上

の賛成をもって修正を必要と認めた時、これを生徒会総会にはかり、全会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

付則

本規約は、昭和60年5月20日から施行する。

図書室利用規定

第1条. 利用方法

1. 普通貸出し

- (1) 毎日、昼休みの開室時に貸出す。
- (2) 1人が3冊、期限は2週間とする。
- (3) 手続きは、本人が個人カード貸し出し期間票に所定の事項を記入し、図書と一緒に係に提出する。
- (4) 期間は、正しく守り、引続き貸出しを希望するものは、一度返却予定日に返却し、改めて手続きする。
- (5) 図書の又貸しは絶対にしないこと。

2. 一般貸出し

- (1) 定期刊行物に限り、閉室時間より翌日開室まで貸し出しをする。
- (2) この場合は、特別に係に申し出る。

3. 長期貸出し

- (1) 先生方や特別の研究のために、長期に貸し出す場合もある。
- (2) この場合は、申し出により、利用してよい。

4. 室内閲覧 室内では、自由に何冊でも利用してよい。

第2条. 利用上の注意

1. 図書室には手を洗って入りましょう。
2. 図書は、みんなのものですから、大切に扱いましょう。
3. 室内では静かにし、他の利用者に迷惑をかけないようにしましょう。
4. 正しい姿勢で読みましょう。
5. 切り抜きは絶対にしないこと。
6. 破れたりこわしたりしたときは、図書委員や先生に告げ、直せるものは自分で直して返しましょう。
7. この規定を守らなかったものは、利用の一時停止を受ける場合がある。

第3条. 図書委員の仕事

1. 図書の貸出し、返却の仕事
 2. 図書の整理及び修理
 3. 新着図書の受け入れ
 4. 新着図書の紹介
 5. 利用状況の調査
 6. 延滞者の督促
 7. 読書の奨励
-